

【定期預金共通規定】

2020年4月1日 現在

1 【定期預金共通規定】

定期預金共通規定は、この規定集に収録されているかぎん期日指定定期預金、かぎん自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。

2 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換えに、または通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3 【証書の効力】

満期日に元利金をあらかじめ指定された指定口座に入金した後は証書は無効となりますので、ただちに当店に返却してください。

以 上